

# 平成 31 年度山形県障がい者就労施設等からの物品等調達方針

平成 31 年 3 月 27 日

## 第 1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等（以下「施設等」という。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための基本的な方針（以下「調達方針」という。）を定める。

## 第 2 調達の対象となる施設等

調達方針の対象となる施設等は、その住所又は所在地が山形県内にある法第 2 条第 4 項で規定する別紙 1 に掲げる施設等とする。

## 第 3 調達方針の対象範囲

この調達方針の適用範囲は、知事部局、教育庁、警察本部、県議会事務局、企業局、病院事業局及び各委員会事務局（各出先機関も含む。以下「各部局等」という。）が発注する物品等の調達とする。

なお、物品等の調達に当たっては、別紙 2 に掲げる物品・役務の品目分類を参考とする。

## 第 4 調達の目標

調達の目標額は、前年度の調達実績額を上回る額とする。

## 第 5 調達の推進に関する県の具体的方策

### (1) 施設等が提供可能な物品等に関する情報提供

健康福祉部は、施設等の協力を得て、当該施設等が提供可能な物品等に関する情報を収集し、ホームページへの掲載等により各部局等に提供する。

### (2) 随意契約制度の活用等

各部局等は、障がい者雇用推進事業主等からの物品等調達に関する要綱第 10 条、第 11 条及び第 12 条の規定に基づく指名競争入札及び随意契約の取扱いにより物品等の優先調達を進めるとともに、前項に基づく情報の活用を基に、施設等からの物品等の調達に努める。

### (3) 施設等に対する発注時の配慮

各部局等は、施設等への発注に当たっては、当該施設等の物品等の提供能力に合わせ、納期、発注量等の仕様について、適切に配慮するよう努める。

### (4) 公契約における障がい者の就業を促進するための措置等

県は、建設工事に係る競争入札参加資格審査において、建設工事入札参加資格審査基準に基づき、評価項目に障がい者雇用による加点項目を設定し、公契約における障がい者の就業促進に努める。

## 第6 調達方針、調達実績の公表等

県は、毎年度、調達実績をホームページで公表するとともに、調達実績等を勘案し、必要に応じて調達方針の見直しを行うものとする。

## 第7 推進体制

県は、健康福祉部障がい福祉課、商工労働部雇用対策課、会計局会計課等による連絡会議を設置し、調達実績を踏まえた調達方針の評価・検証を行い、調達方針の見直し等に関する検討を行うとともに、必要に応じて、各部局等による会議を開催し、調達の推進に向けた連絡調整を行うものとする。

## 第8 その他

県は、第5の規定による施設等からの調達の推進に加え、次に掲げる取組みを推進する。

- (1) 市町村、地方独立行政法人等の公的機関に対し、適宜、優先調達の推進に関する情報提供等を行うことにより、全県的な施設等からの優先調達を推進する。
- (2) 県の庁舎内での展示・販売、イベント等における販売スペースの確保等、施設等の物品の販売機会の確保に努める。

## 調達の対象となる施設等

施設等の区分	説明
就労継続支援（A型、B型）	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）。
地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
小規模作業所	障害者基本法第2条第1項に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
特例子会社	障害者の雇用に特例の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者。
在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。

別紙 2 (その 1)

物品・役務等の品目分類

区分	営業品目分類	細分類	具 体 例
物 品 （ 製 造 ・ 販 売 ）	木工品・家具類	木工製品	木製ネームプレート、木製玩具、木製椅子、木箱、その他木工製品
	繊維・皮革製品類	革・布製品	縫製品、刺し子、さをり織り、染物、紅花染めハンカチ、皮革製品(硬式野球ボール)、織物、草木染、牛革ストラップ、編物等
	文具・事務調度品類	事務用品	便箋セット、絵葉書、リサイクルはがき、リサイクル名刺、カレンダー等
	雑貨・日用品類	手工芸・陶器	手芸品、ビーズ製品、インテリア用小物、陶磁器(食器、花瓶等)、ガラス製品(ストラップ、箸置等)、アロマキャンドル、マグネットクリップ等
		石鹼	リサイクル粉石鹼、リサイクル固形石鹼、無添加石鹼等
	印刷類	印刷	名刺印刷、チラシ印刷、はがき印刷、封筒印刷、シルクプリント、タオル名入れ印刷、報告書・冊子、ポスター等
	燃料類	燃料	バイオディーゼル(BDF)燃料等
	その他	パン・菓子類	パン(食パン、菓子パン、惣菜パン等)、菓子類(焼き菓子、ケーキ等)
		弁当・惣菜	弁当、餃子、惣菜等
		農林水産・畜産物	米、野菜、果物、鶏卵、肉牛、食鶏、生椎茸等
		加工食品	乾燥野菜、干し椎茸、こんにゃく、漬物、納豆、豆腐、燻製鶏肉等
		その他食品	飲料、コーヒー、米粉等
		園芸品	花苗、切花、山野草等
その他の物品		ビーズガード、シートベルトバックル、結束薪等	

別紙2（その2）

物品・役務等の品目分類

区分	営業品目分類	細分類	具 体 例
役 務 （ 作 業 受 託 ・ サ ー ビ ス ）	情報処理類	データ入力・HP 作成	データ入力・集計、ホームページ作成、テキ スト入力、テープ起こし等
	構築物管理類	清掃作業等	清掃作業（公園・トイレ・調理室等）、施設・ 家屋の除草作業、自動販売機の管理等
	廃棄物処理類	リサイクル・資 源回収	廃油回収、リサイクル資源回収・分別、回収 容器選別作業、資源回収等
	運送類	配達・ポスティ ング	ポスティング、メール便配達、弁当配達、等
	その他のサービ ス類	農業関連作業	農作業受託（しめじの根きり、玉ねぎの皮む き、豆の選別、草刈）等
		組立・加工、縫 製	部品組立・加工、材料カット、スリッパ加工、 針金の重量測りと揃え、縫製糸切り、紙器加 工・組立、銅線抜き、縫製作業等
		ダンボール・箱 組立・箱折	ダンボール組立、ダンボール緩衝材組立、箱 組立、箱折り、紙箱折りたたみ等
		クリーニング	クリーニングたたみ・結束・検品、リネン物 クリーニング、洗濯業務、リネンサプライ等
		袋・パック詰 め、包装、シー ル貼り	袋詰め、紙袋の口折り、紙袋づくり、袋折り、 パッケージ包装、シール・ラベル貼り、紙袋 の底入れ、紐通し、紐結び、シャンプー詰め 等
		店舗・食堂運営 管理	喫茶店運営、庁舎売店業務、食事配膳、食堂 運営、売店販売業務、ウェイター・ウエイト レス作業等
その他のサー ビス等		除雪作業、タオルたたみ等	